

医療 高額医療費の支払いが外来診療でも限度額までになります

●問い合わせ 役場保険医療課 国保・医療係 ☎(293)3114

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
●70歳未満の人 ●70歳以上の非課税世帯などの人	加入している健康保険組合などに「限度額適用認定証」の交付を申請してください	「限度額適用認定証」を窓口にて提示してください
70歳以上75歳未満の人(非課税世帯などではない)	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口にて提示してください
75歳以上の人(非課税世帯などではない)	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口にて提示してください

4月からは、限度額適用認定証や被保険者証などを提示すれば、高額な外来診療を受けたときも、1カ月の医療機関などの窓口での支払いが自己負担限度額までになります。70歳未満の人と70歳以上の非課税世帯の人は、事前に加入している健康保険組合などに「限度額適用認定証」などの交付を受ける必要があります。詳しくは加入している健康保険組合にご相談ください。

「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合から支給されます。

医療 後期高齢者医療の平成24・25年度の保険料率が決定しました

●問い合わせ 役場保険医療課 国保・医療係 ☎(293)3114

平成24年度も保険料軽減は継続します。所得が低い人や被用者保険加入者(※)に扶養されていた人の保険料は、継続して軽減されます。※被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。個人ごとの保険料は8月に通知します。個人ごとの保険料は、8月に年間保険料が確定した後、「保険料額決定通知書」で通知します。

平成 22・23 年度		平成 24・25 年度	
均等割額	47,000円	均等割額	47,900円
所得割率	9.03%	所得割率	9.26%

保険料の計算方法

保険料額(年額)	=	均等割額 47,900円	+	所得割額 (総所得金額 - 33万円) × 9.26%
----------	---	--------------	---	-----------------------------

※保険料の上限額が年額50万円から55万円に変更となりました。

熊本 本県後期高齢者医療広域連合は、2年ごとの保険料の見直しを行い、保険料を決定しました。

医療 後期高齢者医療の人間ドックの補助が始まります

●問い合わせ 役場保険医療課 国保・医療係 ☎(293)3114

●町の集団健診(ふるさと総合健診、特定健診)と重複受診はできません。●委託医療機関から健診結果を取得することと必要に応じて保健指導などを行うことを同意して、お申し込みをお願いします。

▼確認事項

- 人間ドックを申し込んだ人の情報(住所・氏名・性別・生年月日など)を希望する委託医療機関へお知らせします。

▼申込方法

役場保険医療課か健康福祉課・健康推進係(町子育で・健診センター内)に後期高齢者医療保険証と印かんを持ってお申し込みください。

▼補助金額 検査費用の7割(上限25,000円)

▼申込期限 5月31日(木)

※定員30人になり次第締め切ります

大津町在住の後期高齢者医療保険の資格がある人に、疾病の早期発見や健康増進のために、人間ドックの検診料の補助を始めています。受診を希望する人は、確認事項をよく読んでお申し込みください。

▼対象者

町内在住で後期高齢者医療保険の資格がある人

▼補助金額 検査費用の7割(上限25,000円)

▼申込期限 5月31日(木)

※定員30人になり次第締め切ります

▼申込方法

役場保険医療課か健康福祉課・健康推進係(町子育で・健診センター内)に後期高齢者医療保険証と印かんを持ってお申し込みください。

募集 大津まちおこし大学運営委員を募集します

●申し込み・問い合わせ 役場企画課 企画政策係 ☎(293)3118

たくさんさんの仲間と出会う場を設け、交流をしながら「大津大好き人間」をつくるための大学「大津まちおこし大学」。

大学には新しくまちづくり活動を始めてもらう人を対象にした「人づくり学部」と現在活動しているまちづくりのグループや団体を対象とした「まちづくり学部」があり、この大学の運営や協議を行っているのが「人づくりまちづくり事業推進委員会(運営委員会)」です。

より多くの人が参加しやすい大学の事業や運営について協議や決定を行っています。そこで、委員会のメンバーとして会議に参加してもらえる委員を募集します。ぜひ、皆さんの意見をお聞かせください。

▼対象者

- 町内に在住、在勤の20歳以上の人

▼活動期間

5月～平成26年3月31日(2年間)

▼活動回数

年2回の会議

▼報酬

規定の報酬、費用弁償を支給

また、現在活動中のまちづくりグループや団体も募集します。大津唯一の大学で、お互いの交流を深め、さらなる活躍を期待します。

▼申込期限 5月1日(火)

募集 からいもオーナー募集

●申し込み・問い合わせ 明日の観光大津を創る会事務局(役場商業観光課内) ☎(293)3115

大津町特産の「からいも」オーナーを募集します。オーナーになった人は、苗の植え付け大会や11月に開催される「からいもフェスティバル」にオーナーとして参加することができます。植え付けた苗は、JA菊池大津中央支所甘藷部会の皆さんが大切に育ててくれますので、秋にはおいしいからいもの収穫が楽しめます。

オーナー申込方法

- ▼料金 3,000円/1口(苗30本)
- ▼申込方法 ハガキに必要事項を明記して申し込んでください。
- ①申込口数
- ②郵便番号
- ③住所
- ④氏名
- ⑤電話番号
- ⑥植え付け参加人数

▼申込期限 5月1日(火)

▼申し込み 〒869-1292 大津町大字大津1233 明日の観光大津を創る会事務局

苗の植え付け

- ▼日時 5月下旬(予定)
- ▼場所 本田技研工業(株)熊本製作所南側からいも畑

福祉 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例

●問い合わせ 熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局 障がい者支援課 ☎(333)2236

この条例は、障害のある人に対する県民の皆さんの理解を深め、障害のある人の権利を擁護するための施策を推進することを目的としたもので、4月から全面的に施行されます。障害のある人の権利擁護や差別禁止に関する条例としては、全国の都道府県で4番目となっています。

条例の4つのポイント

この条例の特徴として次の4点があります。

- ①県民の障害のある人に対する不利益取り扱いの防止を図るため、何が不利益取り扱いにあたるかの「ものさし」を示したこと。
- ②社会的障壁の除去のための「合理的配慮」を求める規定を設けたこと。
- ③不利益取り扱い、合理的配慮または虐待に関する地域相談員や広域専門相談員の配置による「相談体制」、不利益取り扱いに関する「個別事案解決の仕組み」を設けたこと。
- ④障害のある人に対する県民の理解を深めるための啓発活動の推進、障害のある人となない人の交流の機会の提供などの措置を講ずる規定を設けたこと。